諮問第37号

#### 第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった「平成9年度違反建築物是正伺い等一件(平成10年2月6日新土第1556号)」及び「平成10年度建築物防災改善指導等伺い等一件(平成11年2月23日東新建第1622号)」(以下「本件公文書」という。)の部分開示決定を取り消し、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、改めて決定をすべきである。

#### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成16年11月5日付けで「カーポート・自転車置場・ポーチ設置による建築基準法違反に関し文書により行政指導を行ったもの。上記工作物による設置により建築基準法の建ペい率を越えても同法違反とはしないこととした文書。(東牟婁振興局新宮建設部の保有する公文書)、上記指導がなされず文書が存在しない場合はその旨文書で提出して下さい。」との開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求中「カーポート・自転車置場・ポーチ設置による建築基準法違反に関し文書により行政指導を行ったもの。」に対して、本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を別紙「実施機関の決定」の「開示しない部分」欄及び「開示しない理由」欄のように記載し、また、1の開示請求中「上記工作物による設置により建築基準法の建ペい率を越えても同法違反とはしないこととした文書。」に対して

は、公文書を取得又は作成していないことを理由に非開示決定を 行い、それぞれ平成16年12月28日付けで異議申立人に通知 した。

3 異議申立人は、平成17年1月14日付けで、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を 不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨 異議申立ての趣旨は、「開示請求を行った公文書の開示を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見 及び説明の陳述に代えて提出した意見書によって主張する内容を 要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 部分開示された公文書は、個人所有のアーケードを町所有地に建築し町民の財産を侵害した事案と、鉄筋コンクリート造の旅館の居住部分キュウピクルに可燃性の木造上家を建築した事案であるが、開示請求を行った公文書は、屋根面積10平方メートルを超えるか、又は建ペい率制限を超えたカーポート・自転車置場・ポーチ設置による建築基準法違反に対して行政指導を行った公文書であり、部分開示された公文書は、請求した公文書とは異なるものである。
- (2) 私が設置した「カーポート・自転車置場・ポーチ等」は、 担当課によれば和歌山県では違反建築物であるとの回答であったにもかかわらず平成17年2月28日付け東新建第24 30号において「カーポート・自転車置場・ポーチの用途の 建築物(エクステリア)に関する建築基準法違反に関しては、 公文書として保存している事例はありません。」という回答 がなされている。
- (3) 平成17年2月28日付け東新建第2430号における「カ

ーポート・自転車置場・ポーチの用途の建築物(エクステリア)に関する建築基準法違反に関しては、公文書として保存している事例はありません。」との回答は、公文書を保存しているかいないかの情報であり、私が求めた情報の開示にはなっていない。「カーポート・自転車置場・ポーチ(エクステリア)設置による建築基準法違反に関する行政指導を行ったことは、過去においては一度もありません。」との情報開示をされたい。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに 審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約 するとおおむね次のとおりである。

1 建築基準法に係る違反指導にあたっては、その調査前の時点において、その建築物の用途は不明であり、調査した後はじめてその用途が判明する。本件公文書は、「カーポート・自転車置場・ポーチ」と同様な規模・構造のものについて違反指導を行ったものであり、違反指導に係る調査・指導の開始時には、「カーポート・自転車置場・ポーチ」と相違点がないため、これを対象公文書として特定した。

なお、異議申立人が建築中の建物については、建築基準法第12条第3項(改正により平成17年6月1日より第5項。以下同じ。)に基づく報告がなされていないため、それが「カーポート・自転車置場・ポーチ等」であるとは判断できないものである。

2 「カーポート・自転車置場・ポーチ」の用途の建築物に関する 建築基準法違反に関しては、公文書として保存している事例はな く、異議申立人には、平成17年2月4日付け東新建第2342 号及び平成17年2月28日付け東新建第2430号でその旨回 答を行っている。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 開示請求対象公文書の特定について

本件異議申立ての内容は、本件処分の非開示部分の開示を求めるものではなく、本件処分に係る公文書が開示請求した公文書とは異なる公文書であるというものであるから当審査会は、本件開示請求に係る対象公文書の特定の適否について審査する。

(1) 条例第36条において、実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、情報の提供等に努めるものとする旨規定されている。

当該規定は、実施機関が保有する情報を知りたい人にとって、自分の知りたい事柄に関する情報が、実施機関においてどういう形で記録されているかを知ることが容易でないことから、開示請求者が請求前において、容易かつ的確に公文書を特定できるようにするため、実施機関に対し、開示請求をしようとする公文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うべき旨を定めたものである。

開示請求者にとって実施機関がどのような形で情報を記録しているかを知ることが容易でないことは、請求後においても同様であることから、実施機関は、公文書開示請求書の受付後においても当該規定の趣旨に沿った事務処理を行うべきである。

(2) 本件において、開示請求者は、「カーポート・自転車置場・ポーチ設置による建築基準法違反に関し文書により行政指導を行ったもの。」として、建築基準法(昭和25年法律第201号)違反の対象物件の用途を「カーポート・自転車置場・ポーチ」と限定列挙している。

この請求に対し、実施機関は、「公共用歩廊」及び「キュウピクル等を覆っている可燃性の屋根」に係る建築基準法違反についての行政指導の公文書を対象公文書として特定している。

このような場合は、上記(1)に記載しているように、実施機関は、対象公文書を特定するにあたって、開示請求者が如何なる公文書を必要としているか等、開示請求者の意思を確認すべきであったと考える。

- (3) 殊に、本件公文書開示請求書に「上記指導がなされず文書が存在しない場合はその旨文書で提出してください。」と記載されているように開示請求者にとっては、請求に係る公文書が存在しないという情報が必要な場合もあると考えられるので、開示請求者の意思の確認を行わず、規模・構造において「カーポート・自転車置場・ポーチ」と類似のものと考えられたという理由で、本件公文書を特定したことは、請求の趣旨に沿った適切な公文書の特定とは認められない。
- (4) 異議申立人は、自身が設置した建物は「カーポート・自転車置場・ポーチ」であると主張しているが、本件の場合、開示決定時点において、異議申立人より建築基準法第12条第3項の規定に基づく報告がなされておらず、他に異議申立人が設置した建物が、「カーポート・自転車置場・ポーチ」であると実施機関が判断できる合理的な根拠も存しなかったと認められるので、実施機関がこれを開示請求の対象公文書としなかったことは相当と認められる。
- 2 建築基準法違反に関する行政指導の有無の回答について 異議申立人は、「カーポート・自転車置場・ポーチ(エクステリア)設置による建築基準法違反に関する行政指導を行ったことは、過去においては一度もありません。」との情報開示をされたい旨主張している。

しかしながら、条例が規定する公文書開示制度は、実施機関が保有する公文書の開示を求めることができる権利を定めたものであり、実施機関は、開示請求に係る公文書を保有しているか否かを確認し、公文書を保有していない場合には非開示決定を行い、公文書を保有している場合には非開示事項の有無の判断を行った上で、当該公文書について全部開示、部分開示又は非開示の決定

を行えば足りるものである。

したがって、条例が規定する公文書開示制度は、過去にカーポート・自転車置場・ポーチ(エクステリア)設置による建築基準 法違反に関して行政指導を行ったか否かを回答する制度とはなっ ていない。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 第6 答申に至る経過

| 年 月 日      | 審査の経過                            |
|------------|----------------------------------|
| 平成17年3月1日  | 諮問(実施機関)                         |
| 平成17年3月17日 | 実施機関からの理由説明書を受理                  |
| 平成17年4月8日  | 異議申立人からの意見書を受理                   |
| 平成17年4月19日 | 審議                               |
| 平成17年5月12日 | 異議申立人からの意見及び説明の陳述に代えて提出された意見書を受理 |
| 平成17年5月13日 | 実施機関からの意見及び説明聴取                  |
| 平成17年6月17日 | 審議                               |
| 平成17年7月15日 | 審議                               |

審議